

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）		
要望内容 （概要）	<p>農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業用機械等の動力源に供する軽油を使用する農業者等。 ・特例措置の内容 農業用機械等の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを経た上で軽油引取税（32,100円/kℓ）の課税が免除される。 		
関係条文	地法附12の2の7①四、地令附10の2の2⑤及び⑥一、地規附4の7②		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	－（▲12,377） －	[平年度] －（▲12,377） (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 軽油については、農業生産を行う上で必要不可欠な生産資材であることから、軽油引取税の課税免除の特例措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、その経営安定を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積により生産コストを削減していく必要があり、令和5年度までに、担い手が利用する農地面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進しているところである。</p> <p>今後、農地集積の進展により担い手の作付規模が拡大していけば、大型機械の導入が不可欠となってくるが、その使用燃料である軽油については、直近10年の価格を見ると、平成26～28年にかけて一旦は低下したものの、近年は上昇傾向で推移しており、単位面積あたりの使用量もやや増加傾向で推移していることから、農業経営費に占める軽油費は増加傾向にある。</p> <p>こうしたことから、本特例措置は、生産コストの削減に取り組む農業者にとって重要な役割を果たしており、今後とも、農業の競争力を強化していくために必要な措置である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
ページ		5—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																		
	政策の達成目標	生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保する。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。																		
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																		
	政策目標の達成状況	<p>平成30年産の水稻における10a当たり生産費は112.0千円となっているが、平成26年産の115.3千円からの低減は3%に止まっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円/10a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年産</th> <th>27年産</th> <th>28年産</th> <th>29年産</th> <th>30年産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産費</td> <td>115.3</td> <td>114.0</td> <td>111.7</td> <td>113.2</td> <td>112.0</td> </tr> <tr> <td>軽油費</td> <td>1.7</td> <td>1.4</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：農林水産省「農業経営統計調査」</p>		26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	生産費	115.3	114.0	111.7	113.2	112.0	軽油費	1.7	1.4	1.2	1.3	1.6
	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産															
生産費	115.3	114.0	111.7	113.2	112.0															
軽油費	1.7	1.4	1.2	1.3	1.6															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>12,377</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成</p>	区分	3年度 (見込み)	対象者数(千人)	229	適用数量(千kl)	386	減税額(百万円)	12,377										
	区分	3年度 (見込み)																		
対象者数(千人)	229																			
適用数量(千kl)	386																			
減税額(百万円)	12,377																			
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を利用する農業者は約25万人であり、主業農家のほぼ10割を占めていることから、本特例措置は農業者の経営の安定に有効である。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置(石油石炭税)																		

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし。</p>																								
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p>																								
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置を利用する農業者（約 25 万人）は、主業農家のほぼ 10 割を占めているが、生産コストの低減に取り組む中、本特例措置は、価格変動の大きい軽油に係る燃料費の低減につながるため、農業者の経営安定に資する手段として有効である。</p>																								
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="387 600 1189 869"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>26 年度 (実績)</th> <th>27 年度 (実績)</th> <th>28 年度 (実績)</th> <th>29 年度 (実績)</th> <th>30 年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>280</td> <td>271</td> <td>260</td> <td>259</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>353</td> <td>349</td> <td>350</td> <td>365</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>11,320</td> <td>11,203</td> <td>11,226</td> <td>11,704</td> <td>11,709</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」</p>	区分	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (実績)	30 年度 (実績)	対象者数(千人)	280	271	260	259	250	適用数量(千kl)	353	349	350	365	365	減税額(百万円)	11,320	11,203	11,226	11,704	11,709
区分	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (実績)	30 年度 (実績)																				
対象者数(千人)	280	271	260	259	250																				
適用数量(千kl)	353	349	350	365	365																				
減税額(百万円)	11,320	11,203	11,226	11,704	11,709																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置</p> <table border="1" data-bbox="387 947 1473 1182"> <thead> <tr> <th>適用総額の種類</th> <th colspan="2">適用総額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">税額</td> <td>26 年度</td> <td>88,179,503</td> </tr> <tr> <td>27 年度</td> <td>89,026,301</td> </tr> <tr> <td>28 年度</td> <td>84,844,858</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>85,377,911</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>85,002,854</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。</p>	適用総額の種類	適用総額（千円）		税額	26 年度	88,179,503	27 年度	89,026,301	28 年度	84,844,858	29 年度	85,377,911	30 年度	85,002,854										
適用総額の種類	適用総額（千円）																								
税額	26 年度	88,179,503																							
	27 年度	89,026,301																							
	28 年度	84,844,858																							
	29 年度	85,377,911																							
	30 年度	85,002,854																							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を利用する農業者は約 25 万人であり、主業農家のほぼ 10 割を占めていることから、本特例措置は農業者の経営の安定に有効である。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保することを達成目標としている。</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 30 年産の水稻における 10a 当たり生産費は 112.0 千円となっているが、平成 26 年産の 115.3 千円からの低減は 3%に止まっている。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>[昭和 31 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路特定財源として軽油引取税が創設。 ・ 道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められ、課税免除。 <p>[平成 21 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限が廃止。軽油引取税の課税免除措置については、3 年間存続。 <p>[平成 24 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免税措置の恒久化を要望。 <p>[平成 27 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限の 3 年延長を要望。 <p>[平成 30 年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限の 3 年延長を要望。 																								